

大和市告示第39号

大和市物価高騰対策給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

大和市長 古谷田 力

大和市物価高騰対策給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響等を踏まえ、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して本市が実施する大和市物価高騰対策給付金事業に関し、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 この要綱の規定により支給する大和市物価高騰対策給付金をいう。
- (2) 基準日 令和8年1月1日をいう。
- (3) 住民基本台帳 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳をいう。

(対象者及び対象世帯)

第3条 給付金の支給対象者は、基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたにもかかわらず、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市に同法第22条第1項の規定に基づく届出をしたものを含む。以下この条及び次条において「算定対象者」という。）で構成される世帯の世帯主とする。

2 前項に定めるもののほか、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等については、別記に掲げる者に給付金を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、基準日から第6条第1項又は第8条の規定による支給までの間に、前2項の規定により給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）が死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合は、その死亡した日以後に当該算定対象者が属する世帯の世帯主になった者に給付金を支給する。ただし、これにより難しい場合は、当該世帯に属する当該算定対

象者以外の者であって、市長が適当と認めるものに支給する。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、基準日において当該支給対象者の世帯に属する算定対象者の数に5,000円を乗じて得た額とする。

2 給付金の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

(給付金の受給拒否の手続等)

第5条 市長は、現有公簿等により支給対象者であることが確認できる支給対象者のうち、本市が登録口座等（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項の規定による登録を受けた預貯金口座、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき支給される児童手当（同法第17条第1項の規定により読み替えて適用される同法第8条第1項の規定により支給される児童手当を除く。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき支給される保護費並びに大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（不足額給付金）事業実施要綱（令和7年大和市告示第152号）第2条第1号に掲げる不足額給付金、同条第2号に掲げる支援給付金及び同条第3号に掲げる当初調整給付金の振込口座をいう。以下同じ。）の情報を保有しているものに対し、給付金を受給することができる旨の通知及び大和市物価高騰対策給付金受取拒否の届出書（以下この条において「届出書」という。）を送付する。この場合において、給付金の支給を希望しない者は、市長が別に定める日までに届出書を市長に提出するものとする。

(確認書提出を要しない支給対象者への給付金の支給等)

第6条 市長は、前条後段に規定する提出期限を経過したときは、同条後段の規定による届出をしなかった者（以下「確認書提出を要しない支給対象者」という。）が給付金の受領を承諾したものとみなし、当該確認書提出を要しない支給対象者に対し、速やかに給付金を支給する。

2 当該確認書提出を要しない支給対象者に対する給付金は、登録口座等へ振り込むものとする。ただし、確認書提出を要しない支給対象者が別の口座への振込みを希望する場合は、市長が別に定める期限までに大和市物価高騰対策給付金支給確認書兼口座登録に係る届出書（以下「確認書」という。）並びに本人確認書類及び当該口座の通帳又はキャッシュカードの写しを市長に提出するものとする。

(確認書の提出を要する支給対象者に係る支給申請等)

第7条 市長は、現有公簿等により支給対象者であることが確認できる支給対象者のうち、確認書

提出を要しない支給対象者を除く支給対象者に対し、確認書を送付する。この場合において、給付金の受領を承諾する者は、必要事項を記入した確認書並びに本人確認書類及び給付金の振込みを希望する口座の通帳又はキャッシュカードの写しを令和8年8月31日（ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、別に定める日）までに市長に提出しなければならない。

（確認書の提出を要する支給対象者への給付金の支給）

第8条 市長は、前条の規定による確認書の提出を受けたときは、当該確認書を提出した支給対象者に対し、速やかに給付金を支給する。

（申請を要する支給対象者に係る支給申請等）

第9条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（現有公簿等により支給対象者であることが確認できる支給対象者を除く。）は、大和市物価高騰対策給付金支給申請書を、令和8年8月31日（ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、別に定める日）までに市長に提出しなければならない。

（申請を要する支給対象者への給付金の支給決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請をした者が支給対象者であると認めるときは確認書を送付し、認めないときはその旨を、当該者に通知するものとする。

2 前項の規定により確認書の交付を受けた支給対象者は、必要事項を記入した確認書並びに本人確認書類及び給付金の振込みを希望する口座の通帳又はキャッシュカードの写しを令和8年8月31日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による確認書の提出を受けたときは、当該確認書を提出した支給対象者に対し、速やかに給付金を支給する。

（支給等に関する周知等）

第11条 市長は、給付金の事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

（申請等が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条若しくは第10条第2項に規定する提出期限までに確認書の提出がなかったとき、又は第9条に規定する提出期限までに同条の規定による申請が行われなかったときは、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第6条第2項ただし書の規定による給付金の支給口座の登録に係る届出又は第7条若しくは第10条第2項の規定による確認書の提出の内容の不備による振込不能等があり、市が確認等に努

めたにもかかわらず補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第14条 第5条、第6条第2項ただし書及び第7条の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

(様式)

第15条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項、第8条及び第10条第3項の規定により支給された給付金の返還については、なお従前の例による。

別表（第15条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市物価高騰対策給付金受取拒否の届出書	第5条
第2号様式	大和市物価高騰対策給付金支給確認書兼口座登録に係る届出書	第6条、第7条、第8条、 第10条及び第12条
第3号様式	大和市物価高騰対策給付金支給申請書	第9条

別記（第3条関係）

次に掲げる者は、給付金の支給対象者とする。

- 1 配偶者からの暴力等を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第5項の規定による一時保護を行う施設をいい、一時保護委託契約施設を含む。第2号において同じ。）又は婦人保護施設（同法第36条に規定する婦人保護施設をいう。第2号及び次項第4号において同じ。）の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族その他の当該入所者が属する世帯の者（配偶者を除く。）が加害者であって、当該加害者と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者又は親族（配偶者を除く。第2号において同じ。）からの暴力等を理由に本市に避難し、住民登録のある住居には戻れない事情のある者（以下「避難者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの
 - (1) 避難者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令が出されていること。
 - (2) 婦人相談所等（売春防止法第34条に規定する婦人相談所並びに配偶者からの暴力の被害者に対する支援を行う機関及び団体であって、市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）により、配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に対して、婦人相談所等が発行した親族からの暴力の被害を受けている旨の証明書を含む。）が発行されていること。
 - (3) 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。
 - (4) 避難者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（前3号に掲げる場合を除く。）。
- 2 入所する施設等が本市にある者であって、基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（基準日において満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日において原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学している場合を含む。）及び第6号における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）
 - (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となっ

たことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)

- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 本市により、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条

の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が行われている者（これに準ずるものとして措置権者が相当と認める者（成年後見人又は代理権付与の審判がされた保佐人若しくは補助人が選任されている者等を含む。）を含む。次項において同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 本市により、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による措置が行われている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

5 次の各号のいずれかに該当する者

(1) ホームレス（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条のホームレスをいう。）であり、基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていなかった者であって、基準日の翌日以後、本市の住民基本台帳に記録されたもの

(2) 申請日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者であって、本人又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出たもの（法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認める者に限る。）